

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
1	国民年金 保険料	国民年金保険料 免除申請書(30歳 以上) 国民年金保険 料・納付猶予申 請書(30歳未満)	国民年金保険料 免除審査の「先 物取引の所得」 に関する額の計 算方法について	国民年金法第90条、 第90条の2 国民年金法施行令第 6条の11、第6条の12	国民年金保険料の申請免除に係る所得額の計算方法について、「先物取引 繰越控除」は一部免除の審査にあたり所得額から控除できるかどうか、ご教示 願います。	<p>国民年金保険料の免除等申請書に係る所得等を審査する場合 で、全額免除については、国民年金法施行令第6条の11に「地方 税法第313条第8項及び第9項の規定による控除前の同条第1項 に規定する総所得金額、…の合計額とする。」と規定されていま す。</p> <p>この場合の総所得額には、退職所得金額や山林所得金額の他 に事業所得、不動産所得、給与所得又は雑所得が該当し、先物 取引に係る所得についても雑所得とみなされます。</p> <p>本来、総所得額は上記事業所得以下の所得については、繰越 控除を受けている場合は、その控除後の金額を示していますが、 国民年金法施行令第6条の11には、「控除前の同条第1項に規定 する総所得金額」と規定されていることから、先物取引の所得に おいて先物取引控除があったとしても、控除する前の金額にて審 査することになります。</p> <p>次に、多段階免除等については、国民年金法施行令第6条の 12に「地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、…の合計 額とする。」と規定されており、この場合の総所得金額について は、繰越控除を受けている場合は、繰越控除後の金額を示すこ とから、先物取引の所得においては、先物取引控除した後の金 額にて審査することになります。</p> <p>地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑 所得等の金額については、「他の所得と区分したうえで個別に 100分の3に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課 し、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額 があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当 該損失の金額は生じなかったものとみなす」と規定されており、多 段階免除等を審査する場合における他の所得について、先物取 引において生じた損失を控除できないことが記載されています。 よって、本件の場合、全額免除に該当しないが、多段階免除 等には該当することになります。</p>

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
2	厚生年金保険 適用	被保険者資格取 得届	東日本大震災に より通勤経路又 は通勤手段が変 更となった場合 に支払われる交 通費について	厚生年金保険法第3 条第1項第3号、健康 保険法第3条第5項 昭和32年2月21日保 文発第1515号	東日本大震災の影響による計画停電により、通常の通勤経路により通勤することができなくなったため、別の通勤経路又は別の通勤手段により通勤することになった場合、支払われる交通費(以下「代替交通費」という。)は、報酬に含まれますか。 また、報酬に含む場合は、本年4、5、6月に支払われた場合は通常報酬として定時決定に算入しますか。もしくは、賞与となりますか。 なお、代替交通費は当該事業所の社内諸規定において、東日本大震災前から定められていました。	報酬とは、労働者が自己の労働を提供し、その対償として受けるもので、常時又は定期に受け、労働者の通常の生計に充てられるものとされ、通常の通勤経路における通勤手当については、その実体が経常的実質的収入の意義を有するものとして、報酬に含むものとされています。 また、東日本大震災の影響による計画停電は、電力需要が気象条件により大きく左右されるため、長期間の確実な実施計画を立てることが困難であり、その実施は、最小限の範囲で済むよう直前までの電気の供給力確保や需要の状況により、最終的に決定することとされています。 したがって、計画停電の実施に伴い通常の通勤の経路及び手段以外の方法で通勤した場合に支給される交通費については、支給事由の発生が不確定で偶発的なものであり、また、職務を遂行するため旅行した場合に支給される出張旅費等の実費弁償的なものであると考えられることから、報酬に含まないものとして取り扱うこととなります。 本件については、計画停電の実施に伴い、通常の通勤の経路及び手段以外の方法で通勤した場合の交通費と通勤手当の額を比較し、当該交通費が通勤手当の額を上回った場合に限り、差額を支給することにしてはいますが、この差額の支給事由の発生は、計画停電の実施に伴う不確定で偶発的なものであり、実費相当額の交通費に基づいて差額を算定していることから、実費弁償的なものと考えられ、報酬に含まないものとして取り扱うこととなります。

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
3	厚生年金保険 適用	被保険者報酬月 額変更届	遡って役員報酬 を引き下げた場 合の報酬月額変 更について	厚生年金保険法第22 条、第23条、第24条 第1項 健康保険法第42条、 第43条、第44条第1項	<p>平成22年5月に設立し、新規適用により資格取得した法人事業所の代表者について、適用(平成22年5月1日取得)当初は報酬を1ヵ月30万円と定め、12月までは各月とも支払われてきましたが、経営悪化のため平成23年1月に取締役会において「平成22年度の報酬を年間240万円とする」ことを決定しました。また、平成23年4月以降については、各月の報酬は20万円になる見込みです。</p> <p>実際に支払われた報酬 平成22年5月～12月 30万円 平成23年1月～3月 0円(12月までで 240万円支払済のため) 平成23年4月～ 20万円(予定)</p> <p>1月の取締役会の決定は、平成22年度の報酬について年俸で定めているため、給与体系を設立時である平成22年の5月まで遡って月額30万円から年間240万円に変更していることになると思われます。各月の報酬額について、年間240万円の年俸を対象期間(5月の設立から年度末までの11ヵ月)の月数より少ない回数(8回)で分割して支払い終わったため、1月から3月までの報酬が0円となっています。</p> <p>遡って報酬が減額となった場合の月額変更の起算月について、1月に取締役会の決定により報酬額に変動が生じますが、月額変更届の起算月等がどうなるかご教示ください。</p>	<p>本件においては、既に支給された役員報酬を取締役会の決議により遡及して変更していますが、この場合の随時改定については、決議のあった月を起算月として行うこととなります。変更後の報酬の支払額は0円となっていますが、これは変更後の報酬を既支給分の報酬で相殺する扱いと考えられるため、相殺前の報酬の支給を受けているものとして取り扱うことが妥当です。</p> <p>なお、変更後の報酬は、特別な事情がない限り、変更後の年間支給額を12月(今回の場合は11月)で除して得た額とすることとなります。</p>
4	厚生年金保険 適用	被保険者資格取 得届	一時帰休中に嘱 託として再雇用さ れた者の取得時 報酬月額につい て	厚生年金保険法第 22条第1項 健康保険法第42条第 1項 平成8年4月8日保文 発第269号・庁文発第 1431号 平成22年6月10日保 保発・年年発・年管発 0610第1号 昭和50年3月29日保 険発第25号・庁保険 発第8号	<p>平成21年3月から予定では平成24年2月まで、一時帰休として被保険者に対して休業手当が支給されます。この状況で特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、嘱託として平成23年5月に再雇用されたことにより資格取得届を提出する際、雇用契約上の報酬月額を記載するか、実際の報酬に対して8割休業手当を支給した場合の報酬月額を記載するべきかご教示願います。</p>	<p>厚生年金保険法第22条、健康保険法第42条により「被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額」を基に資格取得時の標準報酬月額を決定するとされているため、実際に支給される休業手当により決定することとなります。</p>

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
5	厚生年金保険 適用	被保険者資格取 得届	最低賃金法適用 除外者等に係る 対応について	労働基準法第28条 最低賃金法第2条、第 7条	被保険者資格取得届に記載されている報酬が60,000円となっていたため、確認したところ1日8時間で月21日出勤でした。当県の最低賃金を下回っていますが、「届出の者は役員ではないが、同居の親族のみで事業を行っている事業所のため、最低賃金法は適用されない」との説明がありました。被保険者取得届について、最低賃金より低い報酬で届出された場合の取扱いについて照会します。	最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。 したがって、常用的使用関係のある適正な被保険者として被保険者資格取得届の提出があり、記載された報酬月額が最低賃金法に抵触する疑いがある場合については、最低賃金法に基づく最低賃金額以上の適正な賃金によって標準報酬月額を決定すべきであることから、事業主に最低賃金の対象となる賃金が最低賃金額を下回っていないか最寄りの労働基準監督署にご確認いただくよう理解を求め、下回っていることが明らかになれば、労働基準監督署の指導の下に賃金を是正していただき、最低賃金法に抵触しない適正な報酬月額を設定していただくこととなります。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意のうえで定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。 ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人である場合については、最低賃金法が適用される労働者から除かれているため、事業主に当該者であることの確認を行い、確認した事項を被保険者資格取得届の備考欄等に付記し、最低賃金の適用を受けないものとして取り扱うことにします。 また、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められている特定の労働者については、事業主に当該特定の労働者であること及び賃金として支払を予定している額の確認を行い、確認した事項を被保険者資格取得届の備考欄等に付記し、最低賃金制度の履行が確保されているものとして取り扱うことにします。
6	厚生年金保険 適用	記録問題関係	不適正な遡及訂 正処理の可能性 のある記録の年 金事務所段階で の記録回復事案 の第三者委員会 への送付につい て	平成20年12月25日庁 保険発第1225003号 平成21年4月2日事務 連絡「厚生年金保険 等の標準報酬月額 に関する照会に係る事 務処理の取扱いにつ いて」 平成21年12月10日庁 保険発第1210001号	不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録(6万9千件事案)及びあっせん同僚事案等について、該当者に訂正前の標準報酬月額への訂正が可能であることを説明していますが、訂正前の標準報酬月額よりも高い標準報酬月額だったと申出されることがあり、申出のとおり「年金記録に係る確認申立書」を受付しています。このような場合、年金事務所段階での記録回復は行わず第三者委員会へ送付しています。 今般、第三者委員会より、年金事務所段階で記録回復を行ってから第三者委員会へ送付するべきではないかとの指摘を受けましたが、そのようにするべきなのかご教示願います。 (例)訂正後の標準報酬月額 98千円 訂正前の標準報酬月額 300千円(記録回復可能) 申出の報酬月額 500千円	本件については、年金事務所段階での記録回復を行わず、第三者委員会へ送付することになります。

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
7	厚生年金保険 適用	その他	全国建設工事業 国民健康保険組 合の無資格加入 者の資格喪失に 対する加入指導 時の適用年月日 について	平成22年9月13日保 発第0913第2号、国発 0913第1号、年管管発 0913第1号 厚年情2010-123	無資格事業所リストに掲載されている事業所が他事業所従業員の場合、従業員が個人で全国建設工事業国民健康保険組合(以下「工事業国保」という。)に加入しているケースがあります。この場合に、2年を限度として勤務先の未適用事業所を遡及加入させる際の取扱いについてご教示願います。	今回の工事業国保の無資格者への対応については、本来、加入すべき全国健康保険協会管掌健康保険への加入手続きを行うことを目的としていることから、最大2年まで遡及し資格喪失するまでの間の加入手続きを行うこととなります。 したがって、本件は、勤務していた事業所が適用事業所の要件を満たしている場合については、未適用事業所の重点的加入指導の対象(関係機関等からの情報提供)とし、適正に事実発生日(今回は無資格者リストの取扱いに基づき、最大2年遡及)の適用となるよう加入指導を行うこととなります。
8	厚生年金保険 適用	被保険者報酬月 額変更届	固定的賃金変動 後に引き続き3か 月の間に遡及の 昇給があった場 合の報酬月額変 更について	厚生年金保険法第23 条 健康保険法第43条	固定的賃金変動後引き続き3か月の間に、遡及の昇給があった場合の報酬月額変更の取扱いについてご教示ください。 <事例> 4月に5万円昇給し、その後、6月に4月に遡及する5万円の昇給が再度あった場合 従前 15万円 4月分 20万円 5月分 20万円 6月分 35万円(25万円+(4・5月昇給分)5万円×2ヵ月分) 7月分 25万円 8月分 25万円	本件については、昇給された賃金が実際に支給された4月及び6月が随時改定の起算月となり、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて」(昭和36年1月26日保発第4号)により「随時改定の場合に行う保険者算定は、昇給が遡及したため、それに伴う差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合」には「随時改定されるべき月以降において受けるべき報酬月額」で算定することとなります。 4月昇給による随時改定については、6月に遡及昇給分の差額が支給されているものの、この差額については4月及び5月分のものであるため、差額支給によって報酬月額に変動が生じたとはいえず、原則どおり4月、5月、6月の実支給額を基に算定をし、随時改定を行うのが妥当です。 6月昇給については遡及昇給分による4月及び5月分の差額支給があるため保険者算定を行い、標準報酬月額に2等級以上の変動があれば、随時改定を行うこととなります。
9	厚生年金保険 適用	被扶養者(異動) 届 認定	健康保険被扶養 者(異動)届の添 付書類及び事業 主の確認欄の取 扱いについて	昭和24年4月16日保 発第25号	次の事例①から④の方について、「健康保険被扶養者(異動)届」において収入に関する添付書類の要否と、添付書類が省略されている場合の事業主確認の要否をご教示ください。 <事例> ① 収入のない者(学生及び未就学児) ② 収入のある者(学生及び未就学児) ③ 収入のない者(学生以外、未就学児以外) ④ 収入のある者(学生以外、未就学児以外)	被扶養者の認定は「主としてその被保険者により生計を維持するもの」とされており、16歳以上60歳未満の者は、労働年齢に属し、労働能力を有し、業務に就き、報酬を得ることも可能と考えられる者であるので、特に慎重に就労の事実、収入の有無を調査して認定することと通知されています。「健康保険被保険者証の改正等に関する件」(昭和24年4月16日保発第25号) 「被扶養対象者に収入があるときは…添付書類が必要である」の意は、被扶養対象者に収入がない場合との添付書類(又は事業主確認)の要否を区別しているものではなく、収入のない場合であっても、上記通知の主旨に照らし、添付書類(又は事業主確認)は必要となります。 収入確認の添付書類についての説明は、健康保険被扶養者(異動)届に記載されている「健康保険被扶養者(異動)届及び国民年金第3号被保険者に係る届書の記入にあたって」も確認してください。

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
10	厚生年金保険 適用	被保険者報酬月 額変更届	定時決定におけ る一時帰休の解 消の判断につい て	厚生年金保険法第21 条 健康保険法第41条 昭和50年3月29日保 険発第25号、庁保 険発第8号 厚年指2010-410 厚年指2011-174	<p><事例> 給与締切・支払 月末締め・翌月5日支払 平成23年1月1日～平成23年6月30日、一時帰休を実施 平成23年7月1日以降、一時帰休を実施しないことで労使合意</p> <p>上記事例において、平成23年7月5日に支払われる給与には一時帰休に伴う 低額な休業手当が含まれていますが、平成23年7月1日から一時帰休を実施し ていません。</p> <p>この場合、一時帰休は解消しているものとして従前の一時帰休の影響を受け ない報酬をもって算定しますか。もしくは、解消していないものとして、平成23年4 月から6月に支払われた報酬をもって報酬月額を算定しますか。</p>	定時決定時における一時帰休解消の判断については、7月に 実際に支払われる給与(どの月の分の給与か問わず)に休業手 当等が含まれておらず、8月以降も通常の給与支払が見込まれ る場合に「解消」となります。
11	厚生年金保険 徴収	歳入金の徴収	証券裏面の記名 捺印の取扱いに ついて	収納事務等実施要領 第20条 証券ヲ以テスル歳入 納付ニ関スル法律施 行細則第1条 歳入納付ノ証券取扱 ニ関スル件(大蔵省 主計局長通ちょう)	<p>収納事務等実施要領(以下「要領」という。)第20条において、「収納職員は、証 券をもって保険料等を収納する場合は、納付義務者から証券の裏面への記名 捺印を受けた上、証券を受領しなければならない。」と規定されています。</p> <p>しかし、要領第20条に基づき、小切手の裏面に振出人の届出印が押印されて しまうと、慣行では線引小切手の効果を失い、紛失等不測の事態を考えると危 険なため、振出人の裏書きを省略する取扱いで差し支えないでしょうか。</p>	納付義務者と振出人が同一の場合は、振出人の裏書きを省略 しても差し支えない旨、収納事務等実施要領を改正します。
12	厚生年金保険 徴収	その他	事業所所在地変 更(管轄外)に係 る口座振替申出 書の取扱いにつ いて	-	<p>適用事業所所在地・名称変更(訂正)届(管轄外)により所在地変更を行った口 座振替実施事業所で、引き続き所在地変更前と同一の口座にて口座振替を行 う場合は、再度「保険料口座振替納付(変更)申出書」(以下「申出書」という。)を 提出していただく取扱いとなっています。この取扱いについて、平成18年当時に 示された疑義照会回答では、「口座振替については、事業主、金融機関、管轄 の歳入徴収官の三者間における契約となっているため、管轄変更により歳入徴 収官が変わる場合には、口座振替の提出が必要…」との見解が示されていま す。</p> <p>しかし、日本年金機構が発足した平成22年1月1日以降は厚生労働省年金局 事業管理課長が歳入徴収官となっているため、管轄外の所在地変更を行って も、振替口座を変更する場合を除き、再度、申出書の提出は必要ないものと考 えます。</p> <p>また、「保険料口座振替依頼書(金融機関用)」「申出書第2片」において、「所 管の年金事務所から私名義の納入告知書が貴行(金庫、組合)に送付されたた きは、…」との金融機関への確約事項の記載もあり、所在地変更後の管轄年 金事務所から金融機関に納入告知書が送付されることは、あらかじめ事業所に 確約をいただいているため、新たに申出書を提出することなく、口座振替を継続 させる必要があると考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>現行、年金事務所の管轄外に事業所の所在地を変更する場合 は、口座の変更がない場合であっても、保険料口座振替納付(変 更)申出書の提出を求めています。</p> <p>申出書を不要とすることにつきましては、関係機関との調整の 上、検討を進めてまいります。</p> <p>また、年金事務所における口座変更有無の確認の必要性につ いても、併せて検討してまいります。</p>

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
13	厚生年金保険 徴収	滞納処分等に係 る事務処理	払渡金領収書に 貼付する収入印 紙について	収納事務等実施要領 第33条第2項第3号、 同要領(別記様式15- 2) 印紙税法第2条、第3 条、第5条 印紙税法基本通達別 表第1 第17号文書	払渡金領収書は、印紙税法第2条及び同法別表第1第17号文書「売上代金以 外の金銭又は有価証券の受取書」に該当するものと考えますが、同表の非課税 文書欄において、「1.記載された受取金額が3万円未満のもの」のほか、「2.営業 に関しないもの」と明記されていることから、払渡金領収書を作成するすべての 者が収入印紙を貼付する対象とはなりません。 具体的には、商行為に該当しない医師、弁護士等(破産管財人を含む)の行 為、商行為を目的としない個人の行為や公益法人の行為は「営業に関しないも の」として非課税文書となることから、払渡金領収書に収入印紙の貼付は必要な いと考えますがいかがでしょうか。 また、「商行為を目的としない個人の行為」の判定にあたっては、配当金(残余 金)交付時の領収書作成は当該行為に該当せず、公売保証金返還時の領収書 作成は、入札書に記載された入札者の氏名(事業所名記載の有無)によって判 定することによろしいでしょうか。	営業に関しないものは非課税となりますので、この場合は、払 渡金領収書(収入事務等実施要領別記様式15-2)の左上の欄に 収入印紙を貼付する必要はありません。 個人事業所において、事業を離れた私的日常生活に関するも のは営業になりませんので、この場合の配当金(残余金)に係る 受取書については、非課税と考えます。 公売保証金の返還に係る受取書については、入札書に記載さ れた入札者の氏名により、商行為であるか、そうでないかを判断 するほか、入札者に確認するなど、適正な処理に努めてくださ い。
14	年金給付	老齢給付年金請 求書(老齢基礎)	学生であった期 間の取扱いにつ いて	国民年金法昭和60年 改正法附則第8条第5 項	国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項の政令で定める生徒又は学生の 期間(合算対象期間)の証明については、在籍証明書等が挙げられますが、お 客様が「昭和44年3月15日卒業」となっている在学期間証明書(昭和42年4月10 日から昭和44年3月15日まで)を提出した場合に、卒業した昭和44年3月は大学 に在籍していた合算対象期間として、総合的に判断してよいかお伺いいたしま す。	20歳以上の学生であった期間で、「任意加入できたが任意加入 しなかった期間」(昭和60年改正法附則第8条第5項第1号)は合 算対象期間になります。 合算対象期間の計算方法は、「国民年金の被保険者期間の計 算の例による」(旧通算年金通則法第6条第1項)ものとされ、「被 保険者期間を計算する場合には『月』による」(国民年金法第11 条第1項)ものとされていますので、昭和44年3月は合算対象期 間になります。 ただし、「当該期間の計算の基礎となっている月が国民年金の 保険料納付済期間又は保険料免除期間の計算の基礎となっ ているときは、合算対象期間としない」(昭和61年経過措置政令第 14条第1項)とされていますので、同月に公的年金制度に加入し ていれば、合算対象期間とはなりません。
15	年金給付	その他	収監されていた 障害基礎年金受 給権者の出所後 の対応について	国民年金法第30条の 4、第36条の2	障害基礎年金(国民年金法第30条の4)受給権者が収監されたため、年金支 払の保留処理をしています。ご本人が出所した際の対応について照会します。 収監による行政処分による停止及び解除の日付を確定する必要があります が、その為にはどのような書類を受給権者より提出してもらえばよいでしょうか。 支払必要な期間について、受給権者の所得確認をする必要がありますが、平 成22年連名簿の時には、本人が収監されていることもあり、市役所から税申告 が「未申告」との情報提供を受けております。その場合には、前述の収監期間を 確認した書類より、その間は無収入とみなすことができるのでしょうか。	本件については、支給停止期間確定のため、刑確定日・入所 日・出所日等に係る刑事施設長の証明書の提出を求めてくださ い。 また、支給停止事由消滅後の年金の支払に係る期間の所得確 認については、当該証明書及び市役所からの税申告が「未申 告」との情報から、一律に無収入と判断することはできません。受 給者に税申告の手続きをしていただくよう案内してください。

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
16	年金給付	遺族給付年金請求書(遺族厚生・遺族基礎)	戸籍上の妻及び内縁の妻の子からの遺族年金請求について	厚生年金保険法第66条第2項 国民年金法第41条第2項	被保険者死亡により、戸籍上の妻(18歳未満の子なし)から遺族厚生年金の請求があり、支給決定しました。しかし、その後内縁の妻及び内縁の妻の子から遺族基礎・遺族厚生年金の請求書が提出されました。 被保険者は死亡時まで離島で勤務しており、死亡時の住民票は本妻と同一世帯でしたが、実際には本妻とは別居、定期的な送金、音信、訪問が行われていました。内縁の妻と子については、被保険者とは住民票は別(内縁の妻と子は同一住所)になっていましたが、生計維持関係があったとの申立書、その他関係書類を添えて遺族裁定請求書を提出しています。 この場合、戸籍上の妻に支給決定し内縁の妻の子を不支給とすべきでしょうか。それとも、戸籍上の妻を支給停止にして内縁の妻の子に支給をすべきでしょうか。	厚生年金保険法第66条第2項上の「子」については、被保険者又は被保険者であった者の「子」を指しており、戸籍上の妻の子、内縁の妻の子の区分けはありません。 したがって、本件の場合、内縁の妻の子に遺族厚生年金を支給することになります。(母親と同居のため、遺族基礎年金は支給停止)
17	年金給付	その他	請求遅延に関する申立書の添付について(基本権の時効消滅について)	厚生年金保険法第92条 国民年金法第102条	年金請求書の受付日が、受給権発生日以後5年を経過している場合、時効に関する申立書、もしくは請求遅延に関する申立書を添付することになっていますが、受給権発生日に年金が全額支給停止となる期間があり、全額支給停止となる期間を除くと受給権発生日から5年を経過していない場合も請求遅延に関する申立書の添付は必要でしょうか。	国民年金法第102条第2項及び厚生年金保険法第92条第2項の規定により、全額支給停止されている間は時効が進行しないため、全額支給停止されている間を除き、受給権発生日から5年を経過していない場合は、請求遅延に関する申立書の添付は不要です。 請求遅延に関する申立書を不要とする場合は、全額支給停止されているかを年金見込額照会等により確認してください。
18	年金給付	脱退手当金請求書	厚生年金加入期間を記録補正した結果、脱退手当金支給対象期間と重複した場合の対応について	記対指2010-38 平成21年11月19日庁 保険発第1119002号	昭和16年10月15日生まれ(女性)の厚生年金加入記録について、厚生年金受給者に対する「厚生年金加入記録のお知らせ」の提出により記録を審査したところ、昭和32年3月1日(取得)～昭和33年4月1日(喪失)の記録について喪失日合算エラー表示があり、被保険者原票との照合により喪失日が昭和33年11月30日であることが判明しました。 一方で、同じ基礎年金番号記録内に、昭和33年4月1日(取得)～昭和40年6月1日(喪失)の期間の脱退手当金支給記録が存在しており、記録整備により昭和33年4月1日～昭和33年10月分について重複期間が発生しました。 この場合の記録整備及び再裁定への対応はどのようにすべきでしょうか。	本件については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」(平成21年11月19日庁保険発第1119002号)により、脱退手当金支給記録はそのままに、補正後の記録を基に再裁定を行ってください。
19	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金に係る年金事務所段階における新たな記録回復基準について	給付指2010-81 平成22年4月30日年 管管発0430第1号	年金事務所段階における記録回復の対象外となる事案について、「厚生年金保険の資格喪失後9ヵ月以内に脱退手当金の支給決定がされている場合」とありますが、脱退手当金支給となった資格喪失日からのか、脱退手当金支給と同じ年金手帳記号番号での最後の資格喪失日からのかご教示願います。 (例) 年金手帳記号番号記録 昭和31年 7月 9日 資格取得日 昭和31年12月26日 資格喪失日 昭和36年 3月16日 資格取得日 昭和42年 5月 3日 資格喪失日 脱手支給日 昭和43年4月30日 昭和42年 8月 1日 資格取得日 昭和42年10月15日 資格喪失日	当該事項については、未支給期間も含めて「資格喪失日から9ヵ月以内」となります。 したがって、本事例については、「昭和42年10月15日」で判断頂くことになります。

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
20	年金給付	年金分割請求	年金分割のための情報提供請求書の添付書類について	厚生年金保険法第78条の4 厚生年金保険法施行規則第78条の5、6	年金分割のための情報提供請求書が郵送で送付され、離婚から2年経過しています。「2年経過前に調停の申立てを行なっている」との趣旨で「事件係属証明書」の添付がありました。しかし、その証明内容では「2年経過前に調停の申立てを行っている」との確認はできないものとなっています。「調停の申立てをした日を証する書類」が無い場合でも処理してよいかご教示願います。	年金分割の割合を定める審判又は調停の申立は、厚生年金保険法における年金分割の手続きを行うことを前提としています。したがって、離婚した日の翌日から起算して2年を経過した場合、これらの年金分割の割合を定める審判又は調停の申立そのものをすることができないため、本件の場合、「事件係属証明書」の添付があれば問題はありません。
21	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	高年齢雇用継続給付の遡及精算について	厚生年金保険法附則第11条の6	高年齢雇用継続給付の遡及精算について、厚生年金保険法附則第11条の6の「高年齢雇用継続給付金の支給を受けることができるときは…」とは、受給者が実際に高年齢雇用継続給付金の請求を行い受給したか否かを問わず、受給することができる場合は調整を行う必要があるとされ、具体的には、当該給付金が不支給決定されない月は精算されないこととされています。 しかし、当該給付金には請求期限(原則2ヵ月間)があることから、請求自体ができない期間が生じます。このような場合は、労働保険側と年金保険側の両方から給付が行われない期間が生じます。 このような高年齢継続給付金を受けることが出来なくなった場合など、本人の請求の意思にかかわらず、制度的に当該給付を受ける可能性がなくなったことが確認できる場合は、厚生年金保険法附則第11条の6の「当該給付の支給を受けることができるとき」には該当しないと解釈すべきでしょうか。	雇用保険法第61条第1項に「…に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。」とあるように、受給者が客観的要件を満たしていれば、厚生年金保険法附則第11条の6第1項の「その者が高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるとき」に該当することになります。
22	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	旧農林共済組合員期間の退職一時金を受給したものの、60歳以降受給権を満たさないため、返還一時金として清算した期間の取扱について	国民年金法昭和60年改正法附則第8条2～5、第12条第1項第3号	昭和15年9月18日生まれの男性が、昭和47年4月に旧農林共済組合員期間の退職一時金(支給期間昭和39年4月9日～昭和47年2月29日)を受け、原資を残していました(留保)。しかし、60歳到達後、受給権を満たさなかつたため、平成14年5月に留保分を60歳の返還一時金として受給しました。その後、厚生年金に加入したため、上記の旧農林共済組合員期間と厚生年金保険被保険者期間を合算すれば、受給資格を満たすことになりました。 共済組合では、昭和55年1月1日以降受けた脱退一時金期間は、組合員期間ではなかつたものとされるとあります。この旧農林共済組合員期間が合算対象期間とされるものかどうかご教示ください。	本件の返還一時金の計算の基礎となった旧農林共済組合員期間については、国民年金法昭和60年改正法附則第8条第5項第5号に規定する合算対象期間となります。 また、国民年金法昭和60年改正法附則第12条第1項第3号及び第57条に規定する支給要件の特例についても該当します。

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
23	年金給付	その他	記録判明に伴い、2つの受給権を持つ方の年金額試算結果が増額と減額となる場合の取扱いについて	-	<p>ねんきん定期便により、障害厚生年金受給者に新たな厚生年金保険手帳記号番号が判明しました。障害厚生年金額及び老齢基礎・老齢厚生年金額の試算を行ったところ、障害厚生年金額は減額となり、特別支給の老齢厚生年金及び老齢基礎・老齢厚生年金額は増額となりました。</p> <p>特別支給の老齢厚生年金額は、現在受給している障害年金額を上回りませんが、65歳時の老齢基礎・老齢厚生年金額は増額となる場合、お客様への対応についてご教示願います。</p> <p>現在は、受給中の障害厚生年金額が減額となるため、「再計算を行わない」としながら、65歳時点で未統合記録について年金額の再計算を申し出られた場合の取扱いについても併せてご教示願います。</p> <p><事例> 障害年金受給者 昭和26年4月生まれ 障害厚生年金 3級有期 受給権発生 平成14年9月6日</p> <p>年金加入状況(平成23年4月28日現在) 厚生年金保険 254月 国民年金(納付44月、全額免除72月)</p> <p>判明した厚生年金保険記録 7月</p>	<p>本件では、現在受給中の障害厚生年金が減額になる旨を懇切丁寧に説明するとともに、老齢厚生年金は増額になることから、障害特例該当時や老齢基礎・老齢厚生年金受給時には、障害厚生年金よりも老齢基礎・老齢厚生年金を選択した方が有利になるケースがあることを併せてご説明し、訂正が必要か不要かをご判断いただくこととなります。</p> <p>また、年金受給者であれば、記録が判明した時点で記録訂正の要・不要を確認すべきであり、ご照会にあるように、現在時点では訂正不要とし、65歳時点で再度申し出があった場合に訂正を必要とするような取扱いは適切ではありません。この場合は、記録訂正事跡確認システムにより訂正不要とした記録を確認のうえ、訂正不要の申し出があったことをご説明し、記録訂正の申し出には応じられない旨を懇切丁寧にご説明することとなります。</p>

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
24	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金支給記録の取消の可否について	平成21年11月19日庁 保険発第1119002号 平成21年12月25日庁 保険発第1225001号 平成22年4月30日年 管管発0430第1号 昭和37年8月27日庁 文発第1231号 旧厚生年金保険法第 72条 通算年金制度を創設 するための関係法律 の一部を改正する法 律(昭和36年法律第 182号)附則第9条	<p>下記の脱退手当金に係る第三者委員会への申立事案において、年金事務所段階での職権による脱退手当金支給記録の取消が可能かご教示願います。</p> <p>【脱退手当金支給記録】 手番A 昭和34年6月11日～昭和39年3月30日(57月) 支給日 昭和39年12月18日 【脱退手当金未支給期間】 手番B 昭和39年4月21日～昭和39年5月20日(1月) 手番A 昭和39年7月1日～昭和39年10月1日(3月)</p> <p>脱退手当金の支給日前に、脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間があるまだら事案でした。審査を行ったところ、年金事務所段階での記録回復基準に該当しなかったため、第三者委員会へ送付しました。しかし、第三者委員会から以下の理由により、年金事務所において職権による記録訂正が可能ではないかとの照会がありました。</p> <p>昭和36年法律改正により、脱退手当金の支給要件が改正され、それまで女性であれば年齢に関係なく2年以上の被保険者期間があれば脱退手当金が支給されていたものが、5年以上の被保険者期間があつて通算老齢年金の受給要件を満たさずに60歳になった場合に支給されることになった。</p> <p>ただし、附則9条により経過措置が設けられ、この中の一つに昭和36年11月1日以前から引き続き被保険者であつた女性が、同日以後5年以内に資格喪失した場合は、従前の例により支給がされると規定されている。</p> <p>上記ケースの場合、昭和36年11月1日時点で継続して被保険者であるため経過措置に該当し、昭和39年3月30日の資格喪失時点で脱退手当金の受給権が発生しますが、昭和39年4月21日に再取得したことにより、受給権は一旦消滅する。(旧厚生年金保険法第72条)</p> <p>また、昭和39年10月1日の資格喪失時点では、昭和36年11月1日以前から引き続き被保険者ではなくなり、経過措置に該当せず受給権が発生しないことになる。</p> <p>よって、法律上、受給権が無いものを支給決定していることから、脱退手当金の支給記録を取り消し、当該脱退手当金については返納させるべきと考えられる。(実際には、会計法第30条により時効消滅)</p> <p>今回のケースのように、被保険者期間の一部が判明したことにより受給権が無くなった際の取扱いについてご教示願います。</p>	<p>本件については、そもそも受給権の有無の問題であり、脱退手当金を受給した時点では受給権が無かつたものと判断し、脱退手当金の支給記録を取り消し、記録を回復することが妥当と考えます。</p>

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
25	年金給付	未支給(年金・保険給付)請求書	未支給年金請求の可否について	国民年金法第19条 民法第727条、第809条	<p>下記事例において、未支給年金を請求できる孫にあたるかご教示願います。</p> <p><事例> 受給者 A子(平成23年死亡) A子の養子 B男(昭和62年死亡) B男の養子 C子</p> <p>A子とB男の養子縁組日 昭和48年7月9日 B男とC子の養子縁組日 昭和48年7月10日</p> <p>今回、受給者A子が死亡したことにより、未支給年金の相談がC子よりありました。</p>	<p>本件については、C子は、A子からすればB男の子、すなわち孫としての身分を有しているため、未支給請求者の範囲に含まれません。</p> <p><参考> 養子は縁組の日から養親の嫡出子たる身分を取得する(民法第809条)。養子縁組によって、養親と養子との間で親子関係が発生することは当然であるが、さらに養子と養親の血族との間にも法定血族関係が発生する(民法第727条)。</p> <p>「嫡出子たる身分」の取得とは、父母の婚姻中に出生した子と同じ地位を取得するとの趣旨であるが、その身分を取得する時期は縁組が効力を生ずる時である。なお、縁組後に出生した養子の子は、養親からすれば自分の子の子という扱いになる(大判昭19.6.22)。</p>
26	年金給付	未支給(年金・保険給付)請求書	同順位者の未支給年金請求について	厚生年金保険法第37条 国民年金法第19条 国民年金法施行規則第25条	<p>同順位者の未支給年金請求について、照会します。</p> <p>母親の死亡のため、長男からの請求により未支給年金支払の処理を進めていました。しかし、三男からも請求があったため、同順位者が請求済として返戻したところ、「同居し認知症のある母親の生活の面倒をみてきたのは自分である。」として異議申立がありました。</p> <p>双方に再度それぞれ未支給請求書を返戻し、請求者を統一するための話し合いを行っていただくようお願いしましたが、話し合いは行われることなくそれぞれから再度請求書が提出されました。請求者をどちらか一方にさせていただくよう依頼するも、兄弟間で話し合いができない状態のため、支給決定が行えない状況です。</p>	<p>当事案は、生計同一が確認できる同順位の2人からの請求であることから、生計同一が確認できた場合は、先に申請した長男からの請求を同順位である他の者からの請求を含む全員のための請求とみなし、支給決定して差し支えないと判断いたします。</p>
27	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	旧農林共済組合員期間の標準給与の月額について	厚生年金保険法平成13年改正法附則第8条第1項、第2項 厚生年金保険法昭和44年改正法附則第3条	<p>旧農林共済組合員期間(昭和38年4月1日～昭和39年2月27日)で、標準給与の月額が1万円未満の期間を有する者に、老齢厚生年金の受給権が発生した場合、当該期間の標準報酬月額(厚生年金保険加入期間に準じて1万円として年金額の計算が行われるのでしょうか)。</p>	<p>本件対象者の旧農林共済組合員期間は、昭和38年4月1日から昭和39年2月27日であるため、厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす場合は厚生年金保険法平成13年改正法附則第8条第2項が適用されます。</p> <p>厚生年金保険法平成13年改正法附則第8条第2項については、「前項の規定にかかわらず、昭和61年4月1日前の旧農林共済組合員期間(昭和34年1月1日前の期間を除く。)における各月の旧農林共済法による標準給与の月額(その月が附則別表第1の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準給与の月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額)を平均した額(その額が47万円を超えるときは、47万円)を、昭和61年4月1日前の旧農林共済組合員期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。」と規定されています。</p> <p>そのため、各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなされた各月の旧農林共済法による標準給与の月額を平均した額が1万円に満たないものであれば、厚生年金保険法昭和44年改正法附則第3条が適用されます。</p>

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
28	年金給付	その他	死亡日の確認ができない場合の死亡失権処理について	-	<p>厚生年金基金のデータでは、死亡失権している受給者(在老加入中の死亡)について、基金に企業年金連合会から支給停止についての情報提供がありました。確認したところ、平成7年12月に被保険者記録については死亡喪失処理が行われていますが、給付記録上死亡保留のみの処理となっており、死亡失権処理がされていませんでした。</p> <p>この場合、戸籍や住民票で死亡及び死亡日が確認できれば失権処理ができるものと思料しますが、区役所に確認したところ、5年以上経過しているため住民票がなく、死亡の事実を証明することができない旨の回答がありました。また、戸籍についても本籍が不明なため照会先がわかりません。</p> <p>この場合に、死亡失権処理を行うべきでしょうか。またその場合、死亡届もしくは死亡報告書を作成・処理するにあたりどのようにすべきかご教示願います。</p>	<p>本件については、戸籍住民票上、死亡が確定していない以上、機構の判断で失権処理することは出来ません。</p> <p>このような情報が寄せられた場合は、市町村へ情報提供し、住民票・戸籍の整備を促し、戸籍等による事実確認が得られた場合に入力を行うべきです。</p>
29	年金給付	脱退手当金請求書	支給日以後に厚生年金手帳記号番号が統合された結果、支給要件を満たさなくなった脱退手当金の取扱いについて	<p>厚生年金保険法昭和29年改正法附則第69条、第72条 厚生年金保険法昭和36年改正法附則第9条第2項</p>	<p><事例> 厚生年金手帳記号番号A 昭和30年10月6日 資格取得 昭和37年10月25日 資格喪失 脱退手当金請求 支給日 昭和38年5月30日</p> <p>厚生年金手帳記号番号B 昭和37年12月1日 資格取得 昭和38年4月28日 資格喪失 脱退手当金未請求</p> <p>厚生年金手帳記号番号A、Bともに平成10年8月18日に基礎年金番号Cへ統合</p> <p>昭和38年5月30日支給の脱退手当金について、「支給を受けていない」旨の「年金記録に係る確認申立書」の提出があり、現在、年金記録確認第三者委員会にて審議中です。その審議にあたって年金記録確認第三者委員会より以下のような趣旨の照会があったため、対応についてご教示願います。</p> <p>「当該脱退手当金については、厚生年金保険法昭和36年改正法附則第9条2項に該当し、同条に規定された『従前の例による脱退手当金の支給』つまり厚生年金保険法(昭和29年改正法)第69条に基づき支給されたものと思われる。」 「しかしながら同法第72条に『脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となったとき、…消滅する。』と規定されており、昭和37年12月1日に厚生年金保険被保険者となった時点で、脱退手当金の受給権は消滅している。」 「以上のことから、昭和38年5月30日支給の脱退手当金は支給要件を満たしておらず、裁定誤りとして取消とならないか。」</p> <p>裁定誤りによる取消 ……「(受給要件が無いのに)脱退手当金を支給したが、取消する。」 総務大臣のあっせんによる取消 ……「脱退手当金を受給していないと認められるので、取消する。」</p>	<p>昭和37年8月27日庁文発第1231号「従前の例による脱退手当金の支給について」から、本件については、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第72条の規定により、その脱退手当金の受給権は消滅することになりますので、脱退手当金を裁定誤りとして取消し、「年金記録に係る確認申立書」は申立人に説明の上、取下げとすることになります。(なお、会計法第30条の規定による消滅時効が完成しているため、返納は求めません。)</p> <p>当該手続きに伴う老齢年金の再裁定による給付は、時効特例給付及び遅延特別加算金の支払対象となります。</p>

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
30	年金給付	その他	脱退手当金記録及び厚生年金基金記録代行返上の取扱いについて	厚生年金保険法昭和60年改正法附則第75条	<p><事例> 生年月日 昭和25年4月5日(女性) 厚生年金保険資格取得 昭和41年4月1日 厚生年金基金加入 昭和43年5月1日 厚生年金保険資格喪失 昭和47年4月6日</p> <p>マイクロフィルムにて資格記録を確認すると、昭和47年6月2日の「脱退」という日付印が表示されており、脱退手当金支給済期間であったことが推測できません。しかし、現在のオンラインシステム上では、脱退手当金支給記録の表示がないため、年金支給可能期間になっています。次の資格記録が昭和47年6月12日取得のため、脱退手当金記録を取り消した経過は不明です。</p> <p>次に、上記加入記録のうち、昭和43年5月1日より厚生年金基金に加入しており、以後資格喪失年月日まで継続して加入員の資格記録となっています。当該厚生年金基金は平成14年9月1日に解散しており、平成15年12月1日に代行返上認可となっています。企業年金連合会へ問い合わせたところ、加入員記録は存在していない旨の回答がありました。また、当時の当該厚生年金基金は、脱退手当金の手続きとともに基金の精算も同時に行われていたケースがほとんどであったとのことです。</p> <p>これを踏まえ、脱退手当金支給済期間であったと推測できる加入記録を、このまま年金支給してよろしいでしょうか。</p> <p>また、年金支給すべきものと判断された場合、代行部分の支給に関する義務は企業年金基金連合会に移管されることとなりますが、精算済であることを踏まえたうえで、種別を6種の状態のままか、又は代行返上種別に訂正するべきかお伺いします。</p>	<p>本件については、脱退手当金支給記録取消に至った経過は不明であるものの、支給したとする事実を日本年金機構側で立証できない限り、当該期間を脱退手当金支給済期間とすることはできません。</p> <p>したがって、種別は6種のまま手続きを進めてください。</p>

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
31	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	永住許可を受けた方の合算対象期間について	厚生年金保険法昭和60年改正法附則第8条第5項第11号	<p>厚生年金保険法昭和60年改正法附則第8条第5項第11号は、日本国籍を取得した人又は永住許可を受けた人の日本国内に住所を有しなかった期間のうち、昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日などの前日までの20歳以上60歳未満の海外在住期間は合算対象期間とすると規定しています。</p> <p>外国籍の方が永住許可を受ける前で、さらに昭和57年1月1日以降の日本国内に短期間に滞在している期間を合算対象期間としてもよろしいでしょうか。</p> <p><事例> 昭和57年 6月30日入国 昭和57年 9月22日出国 昭和59年11月16日入国 昭和60年 2月 4日出国 昭和61年 6月11日入国 昭和61年 9月 3日出国 昭和61年 9月15日入国 昭和61年10月14日出国 昭和61年10月17日入国 昭和61年11月16日出国 昭和61年12月22日入国 昭和62年 2月27日出国 昭和62年 6月15日永住資格取得。</p> <p>※ご本人様は「友達に会うため、香港から日本に来た期間があった。しかし、短期間、友人に会いに来たものであり、実際に生活していたのは香港である。また、永住資格を取得するまでは外国人登録をしていなかった。」と申出されております。</p>	<p>本件については、日本における滞在期間を含め、客観的に判断しても日本に請求者の生活の本拠があったとは言い難いと思料致します。したがって、日本国内に短期間滞在している期間も、合算対象期間として取り扱います。</p>

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
32	年金給付	障害基礎年金請求書	国民年金障害基礎年金の納付要件について	国民年金法昭和60年改正法附則第23条第1項 昭和61年経過措置措置令第29条、第31条 昭和60年法律第34号による改正前の国民年金法第7条第2項第1号・第7号、第30条第1項各号	<p>次のケースの納付要件の有無についてご教示ください。</p> <p><事例> 大学在学期間 昭和50年4月～昭和54年3月 20歳到達年月日 昭和51年4月3日 無資格期間 昭和54年4月～昭和55年3月 共済組合加入期間 昭和55年4月～昭和56年3月 合算対象期間 昭和56年4月～昭和56年5月 任意加入期間 昭和56年6月～ 初診日 昭和56年9月1日</p> <p>昭和56年9月1日が初診日であるため、下記「昭和60年法律第34号による改正前の国民年金法第30条第1項各号に定める要件」を満たしている必要があります。</p> <p>初診日において被保険者であった者については初診日の前日において次のいずれかであること。</p> <p>①初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が15年以上であるか、又はその保険料納付済期間が5年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの3分の2以上を占めること。</p> <p>②初診日の属する月前における直近の基準月(1、4、7、10)の前月までの被保険者期間が3年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の3年間で保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。</p> <p>③初診日の属する月前における直近の基準月(1、4、7、10)の前月までの通算年金通則法第4条第1項各号に掲げる期間(公的年金加入期間)を合算した期間が1年以上であり、かつ、同月までの1年間のうちに保険料納付済期間以外の被保険者期間がないこと。</p> <p>④初診日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第26条(老齢年金)に規定する要件に該当していること。</p> <p>上記③に該当しないものであり、納付要件なしとしてよろしいでしょうか。昭和56年9月1日の属する月前における直近の基準月は昭和56年7月であり、その前月までの1年間に2月の合算対象期間があることから、「保険料納付済期間以外の被保険者期間がないこと」にはなりません。</p>	<p>旧国民年金法第7条第2項第1号及び第7号により、共済組合加入期間と合算対象期間は、被保険者期間としないと規定していません。したがって、被保険者期間は昭和56年6月のみとなり、納付要件は満たします。</p> <p>旧国民年金法第30条第1項第1号ハ中の「保険料納付済期間以外の被保険者期間」は、保険料免除期間又は保険料未納期間です。</p>
33	年金給付	年金受給権者住所・支払機関変更届 支払通知書(預入)・振込通知書 再発行申請書	「保護者」による年金受給者の住所、金融機関変更届及び振込通知等の再交付申請について	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条、第22条	<p>疑義照会回答で、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条に基づく「保護者」は財産の管理については、事実上の管理に限定されており、法律行為までは認められていない」とありますが、年金受給者の住所・金融機関変更届及び振込通知等の再交付申請の取扱いについては、法律行為と見なされるのかご教示願います。</p>	<p>「事実上の管理」とは、本人の身のまわりの物がなくなるないように見守ることや、入院した本人の荷物をまとめて保管することなどを指します。</p> <p>したがって、住所・金融機関変更届及び振り込み通知等の再交付申請の取扱いについても保護者が行うことはできません。</p>

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
34	年金給付	その他	郵便局窓口受取の未支給年金支払に係る時効の起算日について	国民年金法第102条 厚生年金保険法第92条 民法第166条 会計法第30条、第31条	平成18年3月1日死亡の受給権者に係る未支給支払(郵便局窓口受取)の時効起算日はいつからになりますか。なお、未支給請求書は平成18年3月22日に受付済です。 窓口装置上では、平成18年2月、3月分の未支給支払日は平成18年6月15日であり、平成19年7月11日に期限経過(1年)の表示となっています。 国民年金法第102条第1項では「その支給事由が生じた日から5年を経過したときは、時効によって、消滅する。」とあり、民法第166条第1項では、「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」とあります。 上記の場合、国民年金法第102条にある「支給事由が生じた日から5年」とは未支給請求日についてであり、権利行使可能日は平成18年6月15日であるから、時効の起算日は平成18年6月15日と考えてよろしいでしょうか。 又は、未支給の送金通知が手元に届いたときから起算すべきでしょうか。その場合、手元に届いた日は未支給請求者の申立日としてよろしいでしょうか。もしくは、死亡日の平成18年3月1日からの起算になりますか。	ご照会の事例は、未支給年金を請求し送金通知書をもって受け取るべきところ、支払日から1年経過したため、再び送金通知書の交付請求(償還請求)があり、その償還請求の時効の起算日について疑義が生じたものです。 年金法上における時効については、例えば国民年金法第102条において「年金給付を受ける権利…は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときは、時効によって、消滅する。」と規定されていますが、未支給年金の権利については、既に請求を行っていることから発生しています。よって、償還請求の時効について、年金法上の時効の規定を適用することは妥当ではなく、償還請求の時効の起算日については、民法第166条第1項(消滅時効の進行)の規定を適用することになります。 民法第166条第1項によると「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」とあるため、仮に死亡日や送金通知書が手元に届いた日を時効の起算日とした場合、当該日において年金を受領する(権利を行使する)ことができません。よって償還請求の時効の起算日は「権利を行使することができる時」である、郵便局において払い出しが可能な平成18年6月15日となります。
35	年金給付	脱退手当金請求書	脱退手当金の未支給期間の取扱いについて	平成21年11月19日庁 保険発第1119002号	脱退手当金請求書が保存されており、事業所名の記載が10社ありました。しかし、脱退手当金支給当時、2社については厚生年金保険の加入履歴はないとして、残りの8社で脱退手当金を支給していました。 今回、残りの2社が判明し、年金給付に反映していますが、ご本人様は、脱退手当金そのものを請求した記憶がないとして、残りの8社について、第三者委員会に対し確認申立書を提出されました。当該脱退手当金支給記録を事務処理誤り(計算誤り)を理由に取消を行うことは可能でしょうか。	本件の場合、脱退手当金請求書も保存されており、支給の事実を否定されるものではありません。したがって、原則は判明した2社分を含め、脱退手当金の更正払を行うこととなります。(実務上、2社分の期間については、「厚生年金保険の脱退手当金に係る取扱いについて」(平成21年11月19日庁保険発第1119002号)に基づき、被保険者期間として存続させ、保険給付の計算の基礎に算入しているものです。)
36	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	加給対象配偶者(外国籍)の生計維持関係確認に要する添付書類について	昭和31年12月25日保 発第59号 昭和61年7月10日庁 保険発第35号	加給対象配偶者(外国籍)との生計維持関係の認定について、請求者の住所が日本国外にある場合、戸籍謄本において婚姻関係は確認できますが、世帯全員の住民票、所得証明書といった公的な証明が取れません。 請求者と配偶者の双方から提出された、居住国の公的機関が発行した証明書の住所表記が、請求者の在留国の日本領事館による住所の証明と一致していれば同居の確認書類として使用して差し支えないでしょうか。 また、「居住開始日」が居住証明書で確認できない場合は、ご本人の申立や第三者証明を確認書類とすることになりますが、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が発生する前に請求する場合には、「居住開始日」の記載は不要と判断して差し支えないでしょうか。	貴見のとおり取り扱うこととして差し支えありません。また、定額部分発生前の請求であれば、請求時点の状況を確認することになりますので、「居住開始日」の記載がなくても問題はありませ

疑義照会回答(平成23年11月公表分)

項番	制度	区分	質問(案件)	質問 (照会に係る法令等の 名称、条文番号)	質問(内容)	回答
37	年金給付	老齢給付年金請求書(老齢厚生)	統合共済期間を有する者の受給権発生日について	厚生年金保険法平成8年改正法附則第5条、第8条第1項第1号	<p>NTT共済期間を有し、既に退職共済年金を受給している方が、60歳以降に初めて厚生年金保険に加入し現在も加入中の場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日はいつになるでしょうか。また、請求手続きについてご教示願います。</p> <p><事例> NTT期間 昭和40年～平成6年 共済受発日 平成6年12月31日 厚生年金保険期間 平成20年～加入中 年齢 64歳</p>	<p>厚生年金保険法附則第8条に、1年以上の被保険者期間を有するに至ったときは、特別支給の老齢厚生年金が支給されるところから、当該事案については、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上有することになった平成21年に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します。</p> <p>しかし、厚生年金保険法平成8年改正法附則第5条によれば、旧適用法人共済組合員期間については、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされるとあり、また、厚生年金保険法平成8年改正法附則第8条第1項第1号によれば、施行日の前日において旧適用法人共済組合が支給する改正前国共済法の規定による退職共済年金の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齢厚生年金の額については、当該年金たる給付の額の計算の基礎となった旧適用法人共済組合員期間は計算の基礎としないとあります。</p> <p>このことから、本件については法律上の特別支給の老齢厚生年金の受給権が60歳時点で発生しています。一方、厚生年金保険法第43条第2項により、老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であった期間は、その計算の基礎としません。</p> <p>したがって、厚生年金保険法第42条、第43条第3項に基づき、厚生年金保険の被保険者資格の喪失もしくは65歳到達時に請求していただくことになります。</p>